

事 務 連 絡

令和8年4月6日

各定時見積等参加事業者 様

胆振総合振興局総務課需品係長

定時見積・事務用共通物品の見積における留意事項について

日頃より、物品購入に係る定時見積等に対しまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨年度の定時見積等におきましては、見積金額や内訳書の記載内容に不備があるケースが複数あり、すでにお示ししております物品見積心得に記載のとおり、「記載金額その他見積り要件が確認できない見積書」として無効となったものがございました。

つきましては、見積書の提出に当たり、記載内容に誤りが無いかを再度確認いただくようお願いいたします。

なお、電子メールにより見積書を提出いただく場合には、北海道の情報セキュリティ対策上、件名（標題）欄を次のように記載されるようお願いいたします。

<記載例>

- 定時見積の場合・・・【(会社名)】定時見積 ○(月)/○(日)提示 計◎件
- 事務用共通物品の場合・・・【(会社名)】事務用共通物品見積 □(月)/□(日)提示 計◇件

(担当連絡先 0143-24-9565)